

石狩市介護保険条例の一部改正 (消費税増税に伴う介護保険料の軽減(2019 年度分))

１．案件の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが創設され、平成 27 年 4 月から一部実施（第 1 段階のみ）されているところです。

平成 31（2019）年 10 月の消費税率 10%への引上げに合わせ、更なる軽減強化が行われる予定（介護保険法施行令の改正による。）であるため、これに合わせ、石狩市においても介護保険料の軽減（第 1 段階から第 3 段階まで。）を行うものです。

なお、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは平成 32（2020）年度に完全実施される予定であり、平成 31 年度については、平成 32 年度の完全実施時の半分の水準で保険料額を設定するものです。（平成 32 年度の完全実施時の軽減については今回のパブリックコメントの意見募集対象ではありません。）

■改正前後の各段階保険料

保険料段階		現行 (平成30年度)	改正案 (平成31年度)	完全実施時 (平成32年度)
第 1 段階	基準額に対する割合	0.45 ※	0.375	0.3
	保険料額（円）	27,810	23,170	18,540
第 2 段階	基準額に対する割合	0.625	0.5625	0.5
	保険料額（円）	38,620	34,760	30,900
第 3 段階	基準額に対する割合	0.75	0.725	0.7
	保険料額（円）	46,350	44,800	43,260

※現行において第 1 段階はすでに一部軽減強化を実施済み。

- ・第 7 期計画期間（平成30～32年度）における基準額：61,800円
- ・第 4 段階以降は現行から変更なし。

２．意見募集期間

平成 31 年 4 月 2 日（火）から平成 31 年 4 月 16 日（火）まで

３．検討結果の公表予定時期

平成 31 年 5 月